

環 廃 対 第 1 3 3 号
平成13年3月30日

各都道府県・政令市一般廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う
一般廃棄物処理業の許可を要しない者の対象及び要件の改正について（通知）（抜粋）

記

第2 改正の内容

1 改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第3号及び第2条の3第3号関係

- (1) 廃スプリングマットレスについて、製造事業者（資本の額が3億円を超える会社に限る。）が作成する事業計画に基づき適正に収集若しくは運搬又は処分を行う者で環境大臣が指定したのものについて、一般廃棄物処理業の許可を要しないとする仕組みとしたものであること。

指定を受けた者は、事業計画に基づき、一般廃棄物処理基準に従い、廃スプリングマットレスのみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う場合に限り、許可を要しない者の対象となるものであること。したがって、当該場合に該当しない場合に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行ったときは、法第7条第1項又は第4項の規定に違反して一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行った者として、法第25条第1項第1号に規定する罰則等の対象になりうるものであること。

- (2) ～ (略) ～

3 規則第2条第8号及び第2条の3第6号関係

廃タイヤについて、一般廃棄物であるものと産業廃棄物であるものの性状が同様であり混在している処理の実態にかんがみ、産業廃棄物処理業の許可を受けている者であることその他の規則に規定する要件に適合する者であって適正に収集若しくは運搬又は処分を行うものについて、一般廃棄物処理業の許可を要しないとする仕組みとしたものであること。

規則に規定する要件に適合する者は、一般廃棄物処理基準に従い、廃タイヤのみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う場合に限り、許可を要しない者の対象となるものであること。したがって、当該場合に該当しない場合に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行ったときは、法第7条第1項又は第4項の規定に違反して一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行った者として、法第25条第1項第1号に規定する罰則等の対象になりうるものであること。

4 規則第2条第9号関係

特定家庭用機器一般廃棄物、廃スプリングマットレス又は廃タイヤについて、特定家庭用機器、スプリングマットレス又は自動車用タイヤの販売を業として行う者であって当該業を

行う区域において適正に収集又は運搬するものについて、一般廃棄物収集運搬業の許可を要しないとする仕組みとしたものであること。

規則に規定する要件に適合する者は、一般廃棄物処理基準に従い、当該一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限り、許可を要しない者の対象となるものであること。したがって、当該場合に該当しない場合に一般廃棄物の収集又は運搬を業として行ったときは、法第7条第1項の規定に違反して一般廃棄物の収集又は運搬を業として行った者として、法第25条第1項第1号に規定する罰則等の対象になりうるものであること。

5 規則第2条第10号及び第2条の3第7号関係

1を準用すること。この場合において、「廃スプリングマットレス」とあるのは「廃パーソナルコンピュータ」と「製造事業者」とあるのは「製造事業者等」と、「第2条第3号」とあるのは「第2条第10号」と、「第2条の3第3号」とあるのは「第2条の3第7号」と読み替えるものとする。

6 規則第2条第11号及び第2条の3第8号関係

1を準用すること。この場合において、「廃スプリングマットレス」とあるのは、「廃密閉型蓄電池」と、「第2条第3号」とあるのは「第2条第11号」と、「第2条の3第3号」とあるのは「第2条の3第8号」と読み替えるものとする。

7 その他

改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第3号若しくは第5号又は第2条の3第3号若しくは第5号の規定による指定を受けた者については、平成13年3月31日限りその指定の効力を有しないこととなるが、規則第2条第8号若しくは第9号又は第2条の3第6号に規定する要件に適合する場合に限り、当該一般廃棄物の処理について、一般廃棄物処理業の許可を要しない者の対象となるものであること。